

工事の一時中止等に係るガイドライン



令和3年4月

静岡県

この「工事の一時中止等に係るガイドライン」は、静岡県が所管する土木工事及び農林土木工事に適用する。

静岡県 交通基盤部 建設経済局 技術調査課 技術調査班

目 次

1	ガイドライン策定の背景	1
2	工事の一時中止に係る基本フロー	2
3	発注者の中止指示義務	3
4	工事を中止すべき場合	4
5	中止の通知・指示	5
	（1）発注者の中止の通知	5
	（2）受注者からの協議	6
6	基本計画書の作成	7
7	工期短縮計画書の作成	8
8	請負代金額又は工期の変更	9
9	増加費用の考え方	10
	（1）本工事施工中に中止した場合	10
	（2）工期短縮を行った場合	11
	（3）中止に伴う増加費用の算定	12
	（4）契約後準備工着手前に中止した場合	18
	（5）準備工期間に中止した場合	19
10	増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い	20
	・設計書における取扱い	20
	・事務処理上の取扱い	20
11	土木工事における工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い	21
12	増加費用の費目と内容	32
13	工事の一時中止に係る手続き様式（作成例）	36
	参考資料	
	静岡県建設工事請負契約約款	40

1 ガイドライン策定の背景

◆ 工事発注の基本的考え方

○工事の発注に際しては、地元協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事発注の現状

○円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議等の完了見込みが得られた段階において、やむを得ず条件明示を行い工事発注している例がある。

◆現状における課題

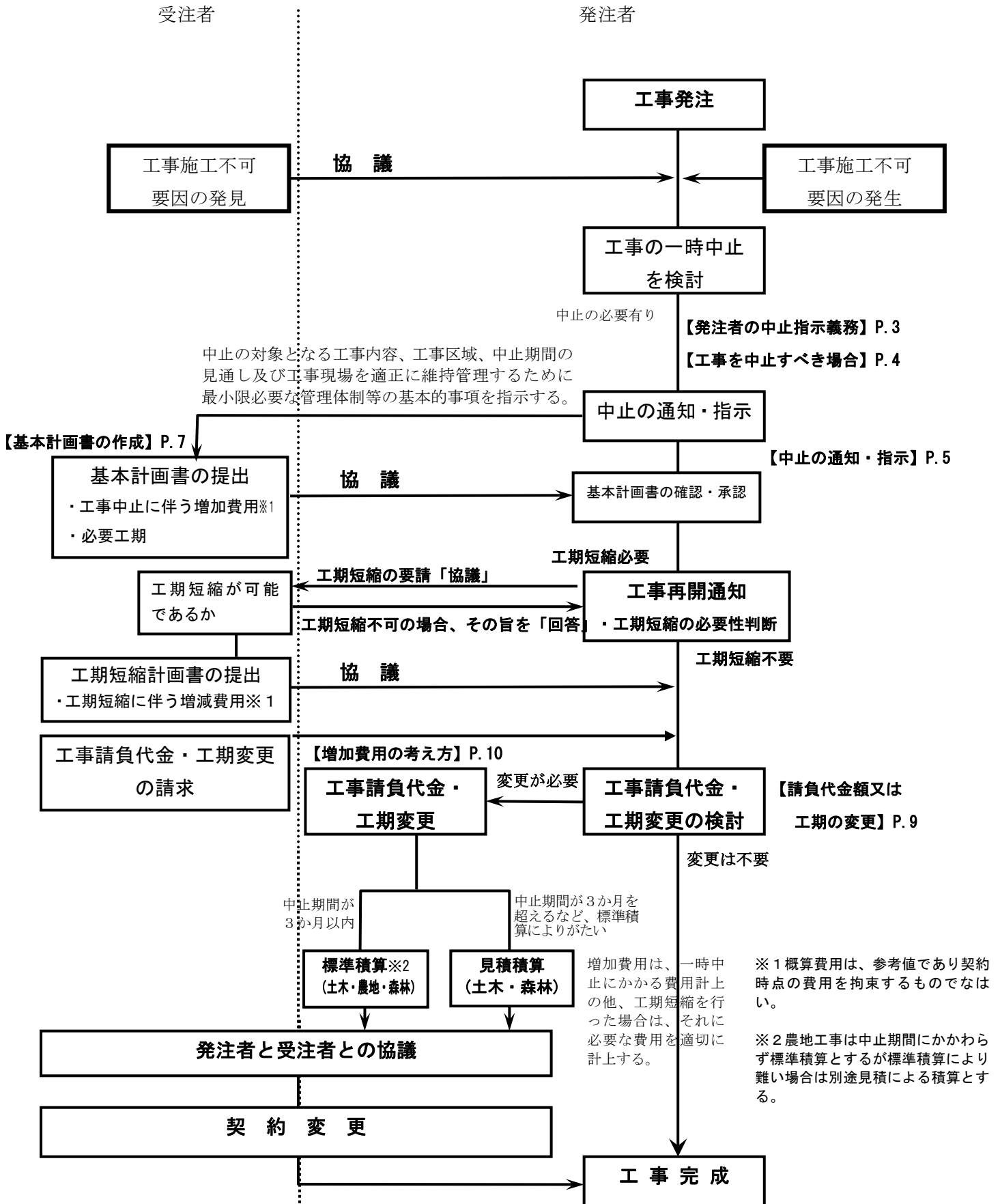
○発注者は、各種協議等が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

○しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ガイドラインの策定

○これらの課題を踏まえ、発注者の義務である工事の一時中止の指示を促すため受注者から一時中止の協議を行えることを明示するなど、受注者と発注者の共通認識のもとで工事の一時中止について、適切な対応を行うためにガイドラインを策定するものである。

2 工事の一時中止に係る基本フロー



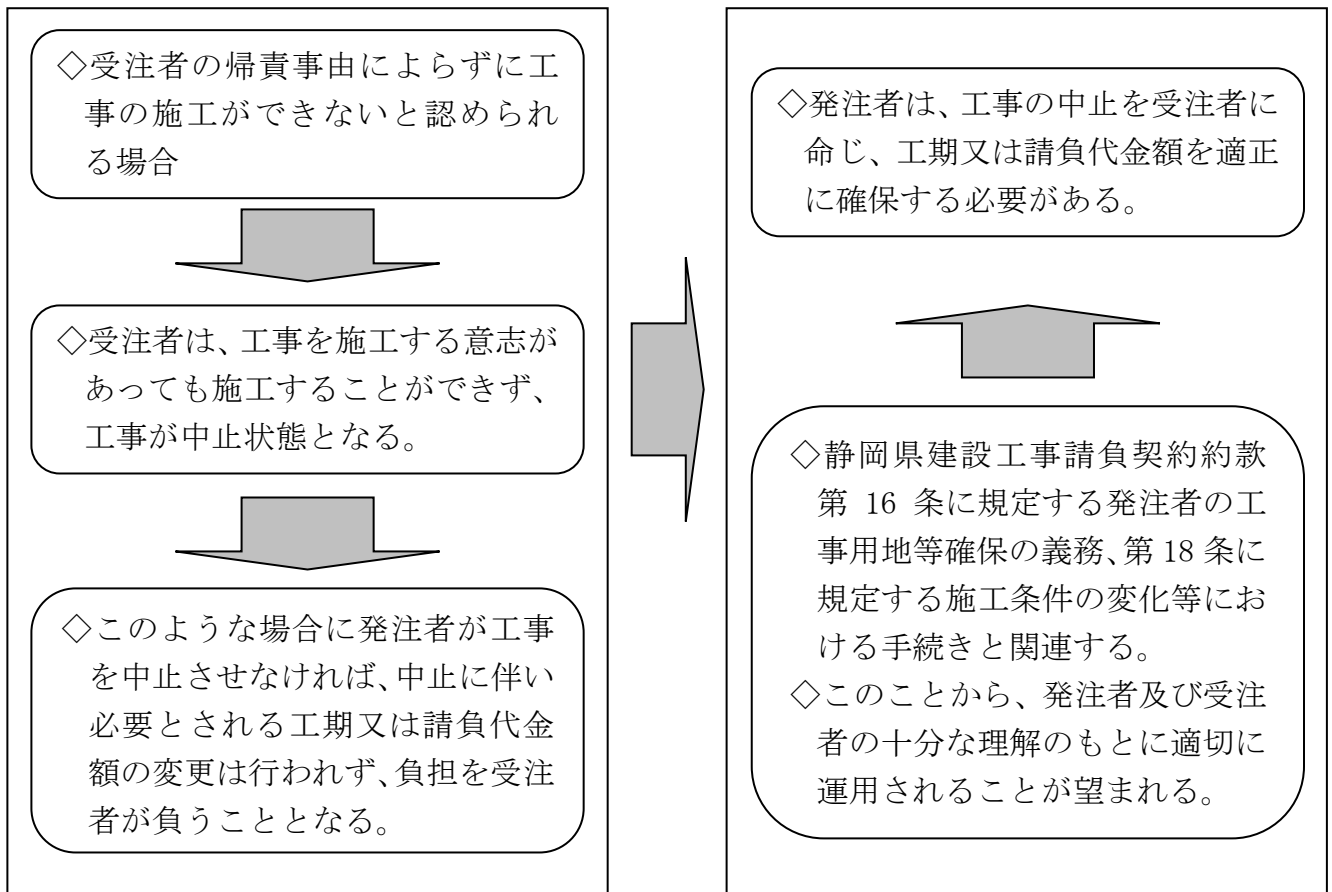
※1 概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。
 ※2 農地工事は中止期間にかかわらず標準積算とするが標準積算により難しい場合は別途見積による積算とする。

3 発注者の中止指示義務

◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部中止を速やかに書面にて命じなければならない。
◇受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令：静岡県建設工事請負契約約款第 20 条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・ 受注者の責によらない事由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※ 大幅な工期延期とは、静岡県建設工事請負契約約款（受注者の解除権）第 45 条第 1 項(2)を準拠して、「延長期間が当初工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超える場合」を目安とする。

4 工事を中止すべき場合

- ◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【関係法令：静岡県建設工事請負契約約款第 20 条】

- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認める状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなため（静岡県建設工事請負契約約款第 16 条）施工ができない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（静岡県建設工事請負契約約款第 18 条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行うものによる工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5 中止の通知・指示

(1) 発注者の中止の通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【関係法令：静岡県建設工事請負契約約款第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる

工事の中止期間

◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い

◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある

◇そして発注者は、施工を一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を通知しなければならない

◇このことから中止期間は、一時中止を指示したときから、一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できる状態となったときまでとなる

(2) 受注者からの協議

◆受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となった場合又は工事が中止になることが明らかとなった場合は、発注者に対して工事の一時中止について協議することができる。

- ◇工事の中止権は発注者にあるが、一部の工事においては、一時中止の通知を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任義務から支障が生じているといった指摘があるところである。
- ◇このことから、発注者及び受注者双方対等な立場に立ち、受注者により「発注者の中止権」を促すための協議ができることとする。

6 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議する。

【土木工事共通仕様書：第1編 1-1-13】

【農林土木工事共通仕様書：第1編 1-1-16】

※実際に施工着手する前の施工計画書作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

- ◆基本計画書の作成に当たっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇基本計画書の作成目的
- ◇中止時点における工事の出来形^{※1}、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用^{※2}及び算定根拠（P16～P20）
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする

※1 必要に応じて、約款第31条の検査を受ける。

※2 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除に当たり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議に当たっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期・設計金額の変更

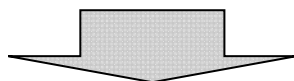
- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画に基づき設計変更を行う

8 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等、例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では

てんぽ
填補し得ない受注者の増加費用、
損害を負担しなければならない

◇増加費用

○工事用地等を確保しなかった場合

○暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

○発注者に過失がある場合に生じたもの

○事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区分しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である

◇地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあるため、これらの期間を含めて工期延長することも可能であるが、大規模な被災などにより中止期間の想定が困難な場合は契約の解除も検討する

9 増加費用の考え方

(1) 本工事^{*}施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延長となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械機器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工期延長等となる場合の費用

- ◇工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

なお、「増加費用の考え方」は一時中止の手続きを伴わない受注者の責めに帰すことができないもの（天候要因）による工期延長の場合についても準用できるものとする。

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■増加費用の考え方

- ① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・・・・・・・・【増加費用を見込む】
例．工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合
- ② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・・・・・・・・【増加費用は見込まない】
例．工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合
- ③ 工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・【増加費用を見込む】
例．・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合
・自然災害で被災*を受け、一時作業が出来なくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合
※災害による損害については、約款第 29 条（不可抗力による損害）に基づき対応

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

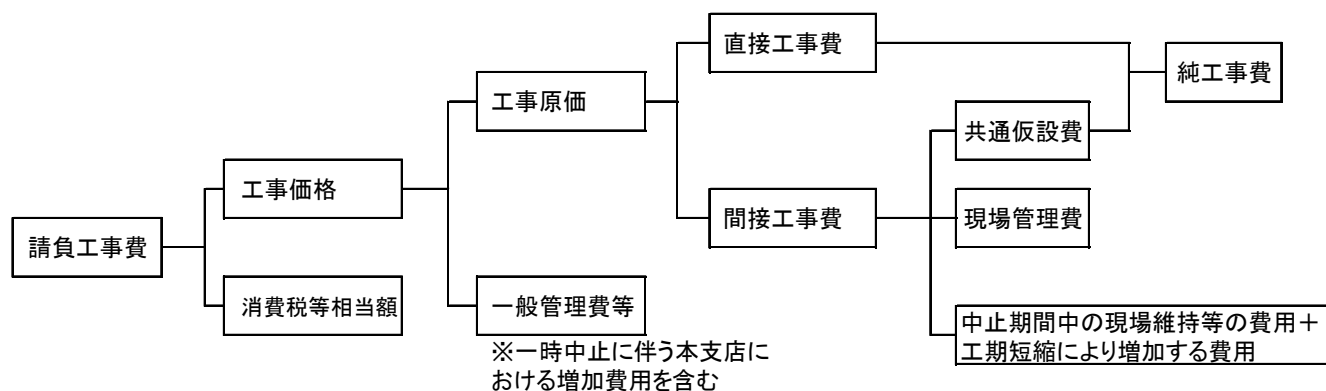
- ◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用
 - ◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用
 - ◇その他、必要と思われる費用
- ※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

(3) 中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書（中止の場合は、受注者は作成した基本計画書）に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事に係る増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

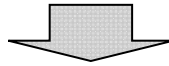
増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

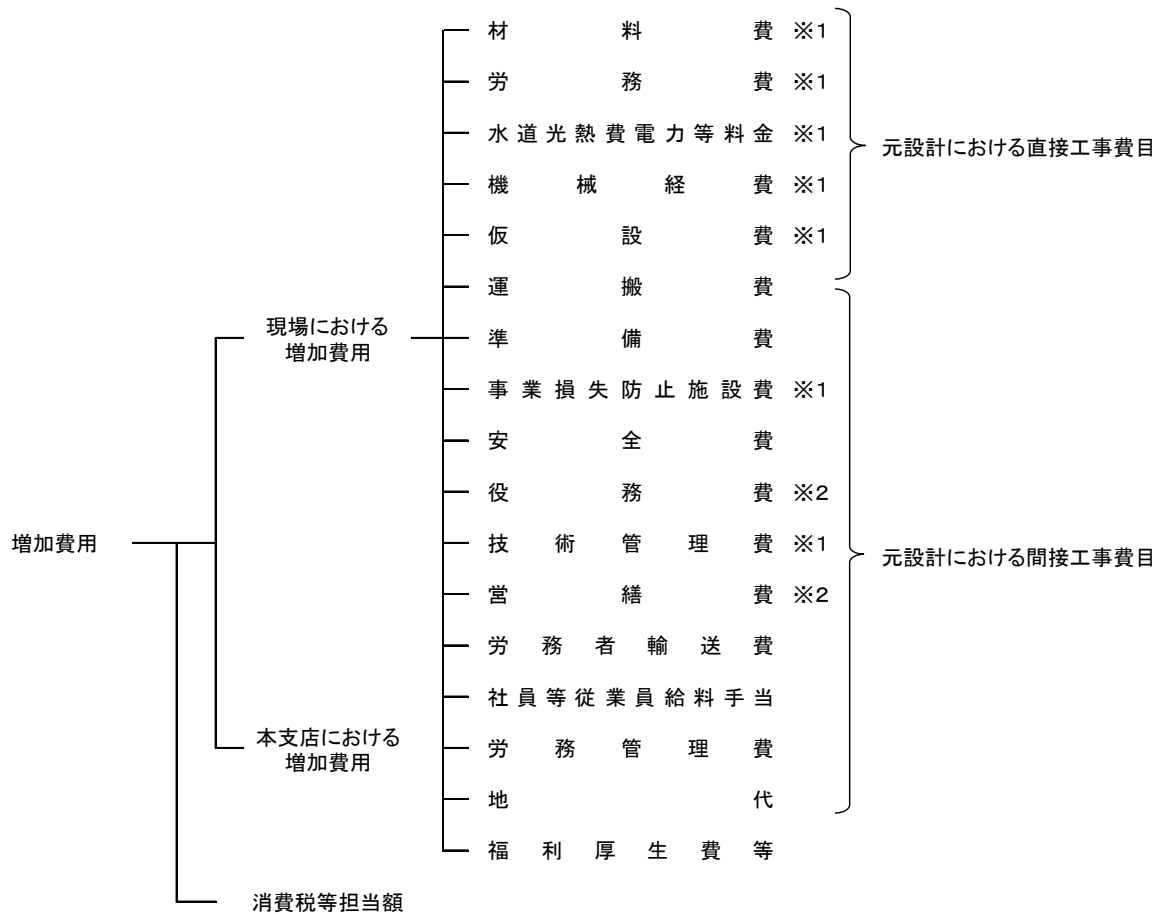


○土木・農地・森林工事の場合

積算基準では中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は、以下の積み上げ項目及び率項目とする。



◆増加費用の構成費目



※1 積上げ項目

・農地関連工事のみ※1に加え※2について「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」(平成13年3月22日付け12農振第1680号)の別表に定めている率に別途加算できる項目を対象に積み上げとする。

※各費目の内容については、「12 増加費用の費目と内容」を参照のこと。

■増加費用の算定

○土木・森林工事の場合

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3か月^{*}以内は標準積算により算定し、中止期間が3か月を超える場合や、経常的維持工事（道路維持工事又は河川維持工事等）である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者とが協議を行い、増加費用を算定する。

※ 積算基準の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3か月程度までであることから、「中止期間3か月以内」としている。

※ 見積りを求める場合、中止期間全体に係る見積り（たとえば中止期間4か月の場合、4か月分の見積り）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者との間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打ち合わせ時に現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

○農地工事の場合

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとする。農地工事は中止期間にかかわらず標準積算により算定するものであるが、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積りを求め、受発注者協議を行い、増加費用を算定する。

【各標準積算基準に基づく算出方法】

工事一時中止に伴う積算方法（積算基準による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

$$G = d g \times J + \alpha$$

d g：一時中止に係る現場経費率（単位 % 小数第 4 位を四捨五入し 3 位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（d g）

$$d g = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b)) \} + (N \times R \times 100) / J$$

N：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は部分中止に伴う工期延長日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b：各工種毎に決まる係数（別表-1※1-2※2-1※3）

◇土木工事標準積算基準書における入力項目

○ J：一時中止時点の契約上の純工事費 ○ N：一時中止日数 ○ α：積上げ費用

※1 別表-1（土木工事）、※2 別表-2（農地工事）、※3 別表-3（森林工事）

別表-1（土木工事標準積算基準書より）

工種区分	係数A							係数B							係数 a	係数 b
	一般交通 影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影 響有り(1)	一般交通影 響有り(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地及 び離島	一般交通影 響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影 響有り(1)	一般交通影 響有り(2)	市街地 (DID)	山間僻地及 び離島		
河川工事	1901.4	-	-	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-	-	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路 構造物工事	410.4	-	-	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	-	-	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	-	-	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	-	-	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	-	-	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	-	-	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	-	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	-	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
PC 橋工事	1238.0	-	-	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	-	-	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	-	-	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	-	-	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事 (1)	213.2	-	-	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	-	-	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事 (1)	314.1	-	-	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	-	-	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	-	-	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	-	-	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地 すべり等工事	275.1	-	-	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	-	-	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	-	-	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	-	-	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	-	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	-	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工(2)	282.4	-	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	-	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	-	-	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	-	-	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
公園工事	643.6	-	-	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	-	-	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリート ダム工事	84.6	-	-	99.0	96.0	96.0	93.6	-0.0617	-	-	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	0.2288	0.3812
フィルダム工事	91.3	-	-	105.4	102.9	102.9	98.8	-0.0673	-	-	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	0.1633	0.3963
電線共同工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス 工事	1338.5	-	-	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	-	-	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

注) 上記係数は、令和 2 年度のものである。係数は最新の土木工事標準積算基準書によること。

別表－２ （農地工事に係る「工事における工期の延長等にもなう増加費用の積算方法について」より）

工種区分	係数A						係数B						係数a	係数b
	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(1)	山間僻地及び離島	中山間地域	補正なし	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(1)	山間僻地及び離島	中山間地域	補正なし		
ほ場整備工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013
農用地造成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981
舗装工事	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147
道路改良工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611
水路トンネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.03276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311
排水路工事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569
河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615
管水路工事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360
畑かん施設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218
海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226
コンクリート補修工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772
その他土木工事(1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209
その他土木工事(2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569
フィルダム工事	105.4	102.9	102.9	98.8	93.8	91.3	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	-0.0684	-0.0673	0.1633	0.3963
コンクリートダム工事	99.0	96.0	96.0	93.6	87.5	84.6	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	-0.0632	-0.0617	0.2288	0.3812

注) 上記係数は、令和2年度のものである。係数は最新の農林水産省農村振興局「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」によること。

別表－３ （「森林整備保全事業に係る「設計変更等ガイドラインについて」より）

工種区分	係数A							係数B							係数a	係数b
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)(3)	一般交通影響有り(2)(4)	市街地(DID)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	-	-	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-	-	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	-	-	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	-	-	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
治山・地すべり等工事	275.1	-	-	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	-	-	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
海岸工事	521.4	-	-	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	-	-	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
森林整備	643.6	-	-	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	-	-	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
道路工事	78.9	-	-	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	-	-	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	-	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	-	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
PC橋工事	1238.0	-	-	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	-	-	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
公園工事	643.6	-	-	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	-	-	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
橋梁保全工事	3393.5	-	-	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	-	-	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
トンネル工事	1070.6	-	-	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	-	-	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194

注) 上記係数は、令和2年度のものである。係数は最新の林野庁「森林整備保全事業に係る「設計変更等のガイドラインについて」によること。

【港湾工事標準積算基準に基づく算出方法】

工事一時中止に伴う積算方法（積算基準による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

$$G = d g \times J + \alpha$$

d g : 一時中止に係る現場経費率（単位 % 小数第 4 位を四捨五入し 3 位止め）

J : 対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

α : 積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（d g）

$$d g = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N : 一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は部分中止に伴う工期延長日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b : 各工種毎に決まる係数（別表－4※2）

◇港湾工事標準積算基準書における入力項目

○ J : 一時中止時点の契約上の純工事費 ○ N : 一時中止日数 ○ α : 積上げ費用

※2 別表－4 港湾工事標準積算基準書

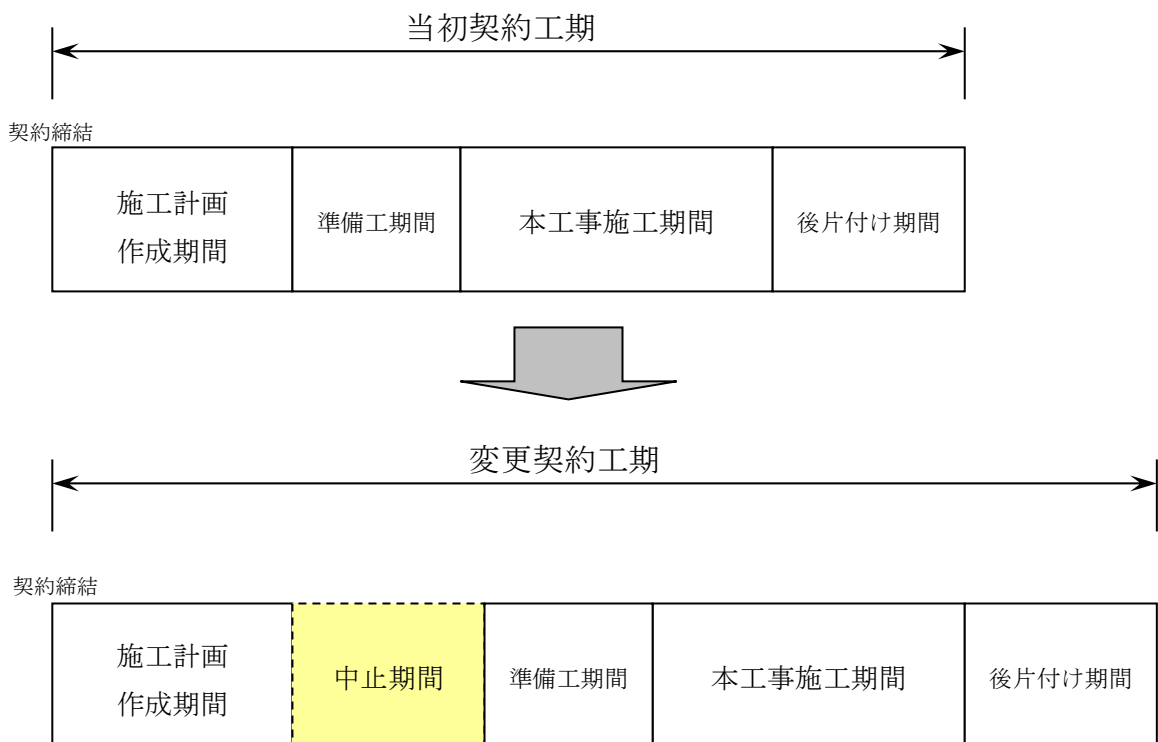
別表－4 （港湾工事標準積算基準書より）

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b
	重要港湾 地方港湾(1)	地方港湾(2) 地方港湾(3) (一般交通の 影響有)	地方港湾(3) (一般交通の 影響なし)			
港湾浚渫工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713
港湾構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0311	0.5764	0.2992
海岸工事	115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.6285	0.2498

注) 係数は、最新の港湾工事標準積算基準書によること。

(4) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後に現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

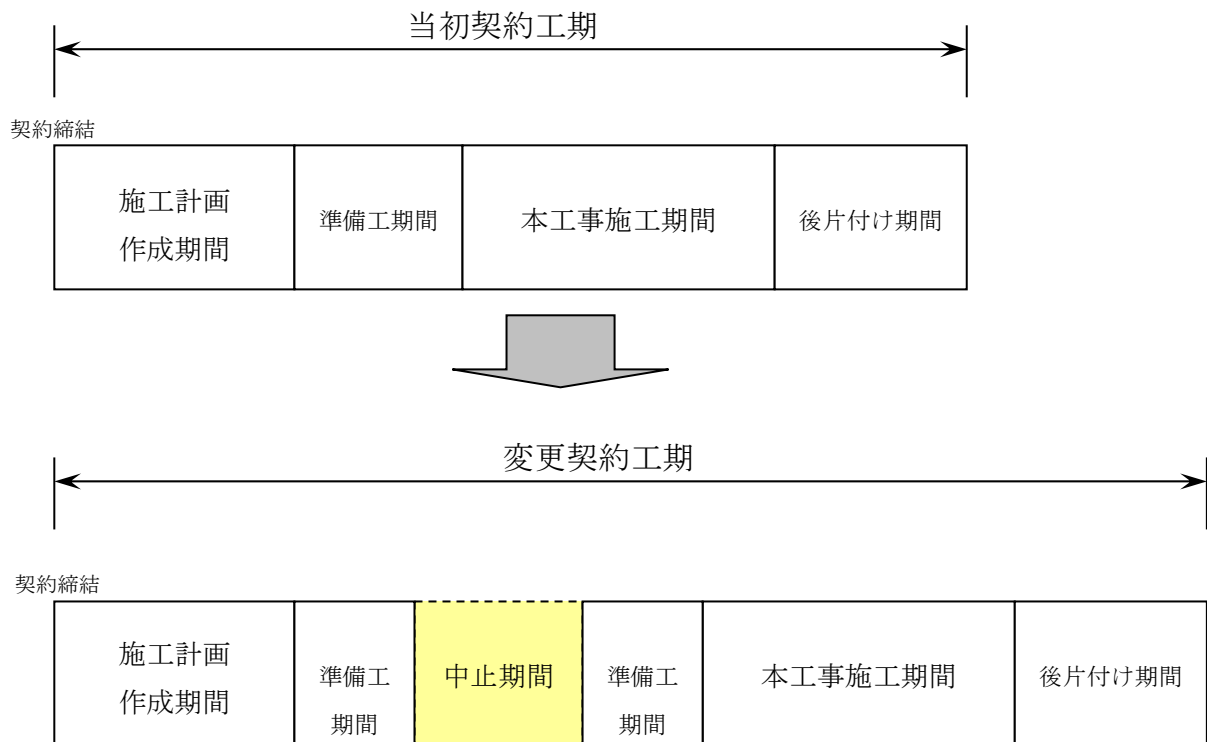
- 静岡県建設工事請負契約約款第 16 条 2 項（工事用地の確保等）に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(5) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載*した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する。（増加費用の積算は、受注者から見積りを求め行う。）

10 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い

■設計書における取扱い

- ◆増加費用は、工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上とする。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合計額を請負工事費とみなす。

※ 設計書では、現場管理費の次の項目として追加項目に「中止期間中の現場維持等の費用」として計上し、一般管理費等の対象とする。

注) 追加項目として計上する「中止期間中の現場維持等の費用」は、増加費用（率計上+積上げ費用）を計上したものをいう。

■事務処理上の取扱い

- ◆増加費用は、設計変更の例にならい、変更契約するものとする。
- ◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。
- ◆増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

11 土木工事における工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

本項は、土木工事における工事の一時中止に伴う増加費用について記載するものである。

(1) 工事の一時中止ガイドライン（案）について

土木工事においては土木工事標準積算基準書に基づいており、昭和 57 年 3 月 29 日付け建設省官技発第 116 号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」をとりまとめたものである。

増加費用に関する基本事項

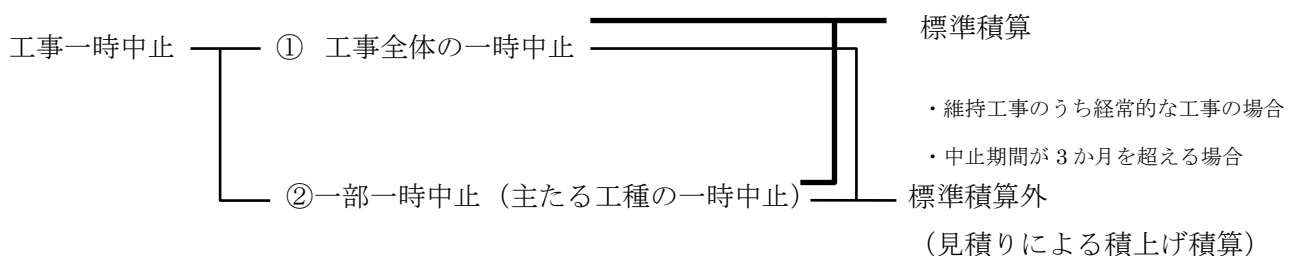
対象工事 (S57. 3. 29 建設省通達)	発注者が、約款第 20 条 3 項の負担額を負担する工事は下記の条件を満たす工事とする。 ○予測しがたい理由により工事を中止した工事 ○施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって（指示した期間）中止した工事 ○著しい増加費用が生じた工事
増加費用として積算する範囲 (ガイドライン P10)	○工事現場の維持に要する費用 ○中止により工期延期となる場合の費用 ○工事体制の縮小に要する費用 ○工期短縮を行った場合の費用 ○工事の再開準備に要する費用
増加費用の算定 (ガイドライン P12)	○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して行う。 ○各構成費目は、原則として中止期間に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

(2) 工事一時中止の区分

全部中止と一部一時中止の違い

約款第 20 条では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。

工事の中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増加費用の計上方法が異なる。



■一部一時中止の場合の増加費用について

中止期間がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。(主たる工種は工事構成比率が最大の工種のみを指すものではない)

	一時中止 (工事全体の全体)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。
契約解除できる時期 (約款第 45 条の 2)	中止期間が工期の 10 分の 5 を超えるとき。 (工期の 10 分の 5 が 6 か月を超えるとときは 6 か月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後、3 月を経過してもなおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる。	一部一時中止に伴う影響期間について工期延長する。
増加費用の算定方法	中止期間が 3 か月以内の場合は標準積算(次式)による。 $G = dg \times J + \alpha$ dg: 一時中止に係る現場経費率(単位: % 少数第 4 位四捨五入 3 位止め) J: 対象額(一時中止時点の契約上の純工事費)(単位: 円 1,000 円未満切り捨て) α: 積上げ費用(単位: 円 1,000 円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率(dg) $dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{(a \times J^b)} \right)^B \right\} + \left\{ \frac{(N \times R \times 100)}{J} \right\}$ N: 一時中止日数 R: 公共工事設計労務単価(土木一般世話役) A・B・a・b: 各工種ごとに決まる係数	
	Nは一時中止日数	Nは一部一時中止に伴う工期延期日数

(3) 全体中止と部分中止の積算内容の違い

算定方法の違い

	中止期間が3か月以内の場合 → 標準積算	中止期間が3か月を超える場合 → 全て積上げ積算
一時中止 (工事全体が中止)	<p>○率計上項目は、標準積算（率計上）とする。（社員等給与、現場事務所費用等）</p> <p>※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は積上げ積算とする。（材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>全ての増加費用を積上げ積算する。</p> <p>（社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>
一部一時中止 (主たる工種が中止)	<p>① 率計上項目は、標準積算（率計上）する。（社員等給与、現場事務所費用等）</p> <p>※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間N´」を用いる。</p> <p>② 率計上項目以外は積上げ積算する。（材料の保管費用、仮設諸機材等の損料等）</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>③ 全ての増加費用を積上げ積算する。（社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>

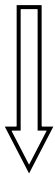
※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に必要費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は、設計変更により計上する。

(4) 請求の流れ及び適用範囲

工事一時中止の増加費用について

☆は留意事項

工事中止の通知・指示 (発注者→受注者)



発注者は、中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を通知する。また、工事現場を適正に管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を指示する。
 ☆「中止の時期」の確認
 ☆中止期間の見通しの確認 → 特に常駐させる技術者等の取扱いに留意

基本計画書の提出・承諾 (受注者→発注者)



☆実施内容を明記 (→積算に反映される)
 ☆管理責任の所在を明記

基本計画書に基づく工事現場の維持・管理 (受注者が実施)



☆実施内容の証明 (増加費用の明細書、作業報告等)

工事再開の通知 (発注者→受注者)



☆中止期間の確定 (部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数)
 ☆増加費用の協議

工事請負代金・工期変更の請求 (受注者→発注者)

☆増加費用の適用は受注者からの請求のあった場合に適用

		中止の時期		
		契約後準備工着手前 契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間	準備工期間 現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間	本工事施工中
中止期間	～3か月以内	増加費用は計上しない ※全部中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の1/2 (6か月)を超えた場合等は契約の解除権が発生	積上げ積算 ※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の使用料 ○現場管理費 ・現場従業員手当等が想定される。	標準積算 (増加費用 $G = dg \times J + \alpha$) 又は積上げ積算 率 (dg) × 対象額 (J) で計上 dg:一時中止に係る現場経費率 J:中止時点の純工事費 注1) 全部中止の場合に適用 (主たる工種の部分中止により工期延期になった場合を含む) 注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ α : 積上げ積算 ※次頁項目 (率分除く) について費用の明細書に基づき受発注者協議
	3か月を超える			積上げ積算 ※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議
※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、官積算をするものとする。なお、費用の必要性・数量などは受発注者が協議して決定するものとする。				

増加費用の範囲

①現場維持に要する費用

- イ 工事現場の維持に要する費用
- ロ 工事体制の縮小に要する費用
- ハ 工事の再開・準備に要する費用

②本支店における増加費用・・・・・・一般管理費として計上される。

中止期間中の現場維持等に要する費用

は、本工事施工中において3か月以内の一時中止の場合の率計上項目

イ 材料費	① 材料の保管費用
	② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費
	③ 直接工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要な労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。
	② 他職種に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱 電力等料金	現場に設置済みの施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
ニ 機械経費	① 工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
ホ 仮設費	① 仮設諸機材の損料
	② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
ヘ 運搬費	① 工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
	② 大型機械類等の現場内運搬
ト 準備費	通常の準備作業を超える跡片づけ、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認めたものは、別途積上げにより計上する。
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ 安全費	① 既存の安全設備にかかる費用
	② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
	② 電力水道等の基本料
ル 技術管理費	原則として増加費用は計上しない。
ヲ 営繕費	現場に設置済みの営繕施設のうち、元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等
ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ 社員等従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用
ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務費の転出入に要する費用
	② 解雇・休業手当を払う場合の費用
タ 地代	現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
レ 福利厚生費等	現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(5) 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

■中止期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg：一時中止に係る現場経費率（単位 % 小数第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{(a \times J^b)} \right)^B \right\} + \left\{ \frac{(N \times R \times 100)}{J} \right\}$$

N：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b：各工種ごとに決まる係数（別表—1）

【試算例】河川・道路構造物〔地方部（一般交通等の影響なし）〕（R2条件による試算）

A= 410.4

B= -0.2019

a= 1.0955

b= 0.3075

J= 1,000,000,000 一時中止時点の契約上の純工事費

N= 90 一時中止日数

R= 24,300 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）（例：静岡）

α = 0 積上げ費用

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{(a \times J^b)} \right)^B \right\} + \left\{ \frac{(N \times R \times 100)}{J} \right\}$$

dg=0.855748 小数第4位四捨五入

0.856 % 3位止め

$$G = dg \times J + \alpha$$

= 8,560,000

【試算例】積上げ分0円の場合（中止期間中の現場維持等の費用）

純工事費 (単位:円)	中止30日		中止60日		中止90日	
	dg:現場経費率(%)	G:現場維持費(円)	dg:現場経費率(%)	G:現場維持費(円)	dg:現場経費率(%)	G:現場維持費(円)
20,000,000	4.854	970,000	9.580	1,916,000	14.207	2,841,000
50,000,000	2.273	1,136,000	4.478	2,239,000	6.627	3,313,000
100,000,000	1.332	1,332,000	2.623	2,623,000	3.878	3,878,000
300,000,000	0.616	1,848,000	1.214	3,642,000	1.794	5,382,000
500,000,000	0.444	2,220,000	0.875	4,375,000	1.295	6,475,000
1,000,000,000	0.293	2,930,000	0.578	5,780,000	0.856	8,560,000

※受注者の責めに帰すことができないもの（天候要因等）により工期延長した場合の増加費用の算定も上記同様である。

(6) 工事一時中止に伴う増加費用等の積上げ例（3か月を超える場合）

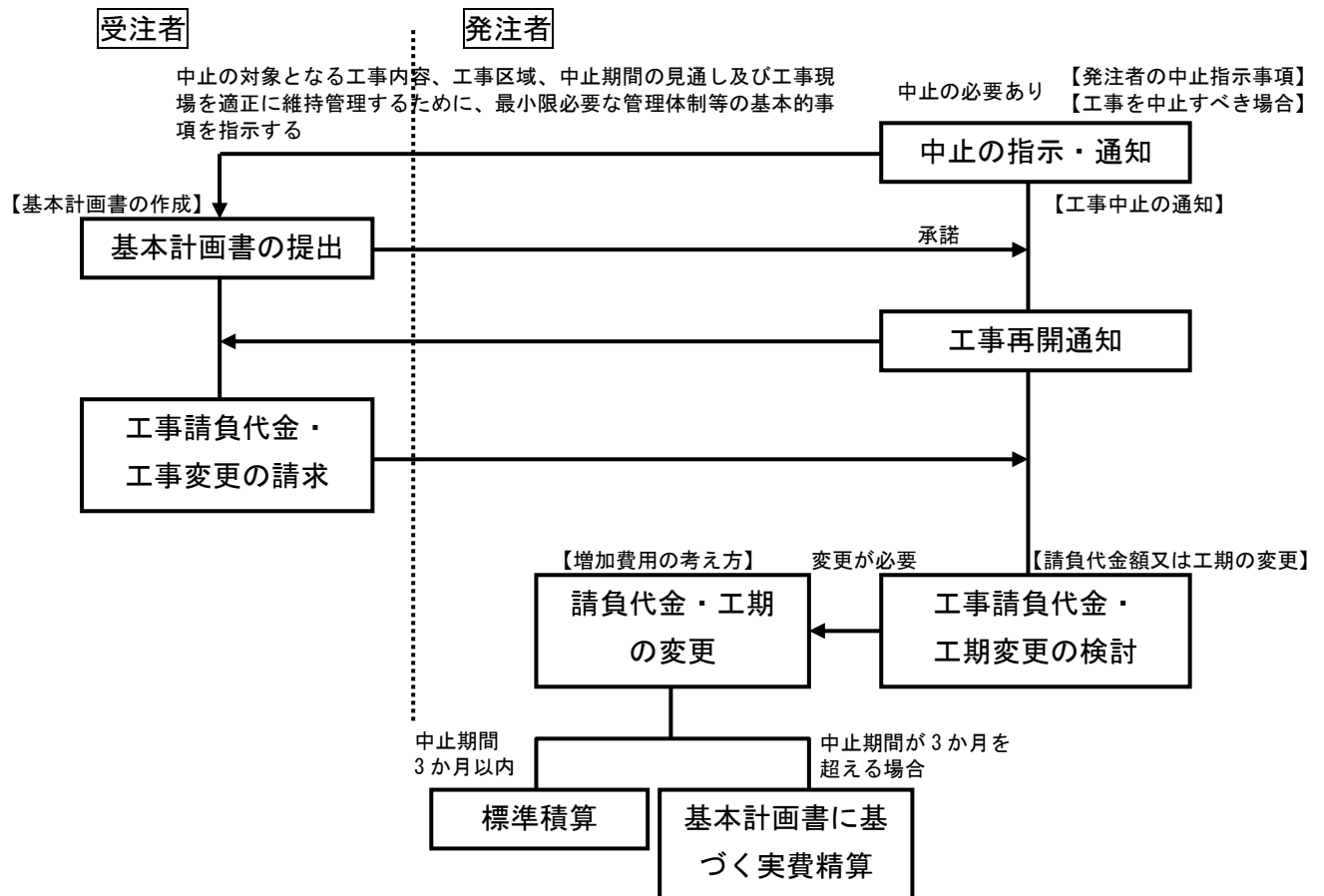
工 事 名：〇〇〇〇電線共同溝工事

当 初 工 期：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）

当初契約金額：¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

一時中止内容：現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所調整及び支障物件移設等に占有企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する。

一時中止期間：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）



(7) 基本計画書の作成例

※以下「平成」は「令和」と読みかえるものとする

〇〇電線共同溝工事

基本計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社〇〇支店

目次

1. 工事概要	1
2. 中止期間中の業務	2
3. 中止期間中の体制	3
4. 現場組織表	4
5. 安全衛生管理対策	6
6. 緊急時の体制及び対応	7
地震発生時	8
台風発生時	9
緊急連絡体制	10
災害対策本部組織図	11
緊急資材一覧表	12

2. 中止期間中の業務

- 1) 現場点検の実施
一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう1日位1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇事務所〇〇課に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。
- 2) 緊急時の対応
震度4以上の地震発生時及び台風や積雪による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。
- 3) 中止期間中の実施作業
中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。
 - ・現地調査
工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督員と協議する。
 - ・試掘の立会い
企業者の試掘に対し、全て立会い埋設箇所の確認を行う。
 - ・施工計画書の作成
現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督員の承認を得る。
 - ・道路調整会議の出席
 - ・道路工事等協議書の作成
現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

3. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下のとおりです。

現場代理人・・・・・・・・・・・・・常駐

監理技術者・・・・・・・・・・・・・非専任

施工担当者・・・・・・・・・・・・・現場代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇事務所〇〇課と協議の上、社員を増員します。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。

現場作業がない、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない

(8) 工事請負代金変更請求の作成例 (1)

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工 事 名 ○○○○電線共同溝工事
 工事場所 自) ○○県○○市○○
 至) ○○県○○市○○
 当初工期 自) 平成○○年○○月○○日 一時中止期間 自) 平成○○年○○月○○日
 至) 平成○○年○○月○○日 至) 平成○○年○○月○○日
 (750日間) (129日間)

当初契約金額 ￥○○○,○○○,○○○ 税抜契約金額 ￥○○○,○○○,○○○

増加金額 ￥ 3,629,624 税抜増加金額 ￥ 3,456,785

○○○株式会社 ○○支店

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	



※見積りに対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要
 例えば

(1) 現場代理人等の給料について

- ①当該現場での作業内容
- ➡ ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ➡ ①経費別支払調書
- ②事務用品の証明書類の提出
- ③経費支払い集計調書



妥当性の確認ができた項目を積み上げる。
 (例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

(9) 工事請負代金変更請求の作成例 (2)

◎増加費用の見積り根拠例

現場代理人等給料について【資料1】

①当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月 総括表

月	日	曜日	作業の内容
○年	1	金	工事の一次中止指示
○月	2	土	
	3	日	
	4	月	現地調査(現地測量)
	5	火	現地調査(現地測量)
	6	水	現地調査(現地測量)
	7	木	現地調査(現地測量)
	8	金	現地調査(現地測量)
	9	土	
	10	日	
	11	月	現地調査(現地測量)
	12	火	現地調査(現地測量)
	13	水	現地調査(支障物等の確認)
	14	木	現地調査(支障物等の確認)
	15	金	現地調査(支障物等の確認)
	16	土	
	17	日	
	18	月	現地調査(支障物等の確認)
	19	火	現地調査(支障物等の確認)
	20	水	現地調査(支障物等の確認)
	21	木	現地調査(試掘の立会)
	22	金	現地調査(試掘の立会)
	23	土	
	24	日	
	25	月	特殊部位置の確認(現地照査)
	26	火	特殊部位置の確認(現地照査)
	27	水	道路調整会議(占用企業者)
	28	木	現地調査(試掘の立会)
	29	金	特殊部位置の確認(現地照査)
	30	土	
	31	日	

○○○株 ○○支店

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1か月前から専任を再開。(別途変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

現場着手の目途が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した。

【監理技術者 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月				
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

③給与明細等の資料 (各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 氏名 住所	氏名 住所	職別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
給与・賞与						
配偶者特別控除の額	扶養親族の控除の額	障害者の控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等の特別控除の額
控除合計						
支払者 氏名 住所	氏名 住所	受給者生年月日				

(10) 工事請負代金変更請求の作成例 (3)

◎増加費用の見積り根拠資料例

福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

①経費別支払調書 (平成〇〇年〇月分)

税抜き金額				
項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇〇株	37,000	
通信交通費				
	連絡車	株〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇株	38,000	
合計			101,300	

②事務用品費の証明書類の提出

③経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交信費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

12 増加費用の費目と内容

増加費用の費目と内容

増加費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮した計上されている材料等の中止期間にかかる損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。
ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用。

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業員等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受注者協議により一時中止の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用。

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済みの機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組み立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組み立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）
- b 発注者が工事現場の維持等のために必要があると認めて指示した機械の運搬費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済みの仮設材料、設備のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴い工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに支持しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力を含む)

③ 一時中止となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

へ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で、現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械累投の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置き場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置き場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められているが場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事の中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用されると認められた労務者を一括通勤される場合の運搬費用

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用、

- ① 元請、下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 一時中止となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていたものとは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通期者も含む。）とする。

② 解雇・休養手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に掛かる消費税に相当する費用

13 工事の一時中止に係る手続き様式（作成例）

（約款第 20 条第 1 項及び第 2 項関係様式）

○○第 号
令和 年 月 日

（受注者名） 様

（発注者名）

工事の（全部・一部）一時中止について（通知）

工事名

上記工事について、建設工事請負契約約款第 20 条第 1 項及び第 2 項に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 上記工事を令和 年 月 日から工事の（全部・一部）を一時中止します。
- 2 中止理由
- 3 工事の一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の予定期間
- 4 基本計画書の提出
中止期間中の次の事項に関する基本計画書を監督員に提出し承諾を得ること。
 - (1) 中止指示時点における確認事項
 - (2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
 - (3) 中止期間における工事現場の維持管理計画
 - (4) 工事の再開準備計画
 - (5) 工事一時中止に伴う増加費用の概算金額及び算定根拠
- 5 工事再開については、別途通知します。
- 6 その他

※ （ ）には、全部又は一部を選択する。

その他には、中止に伴う現場維持の管理体制等の基本事項を指示する。

(約款第 20 条及び第 23 条関連様式)

〇〇第 号
令和 年 月 日

(受注者名) 様

(発注者名)

工事の (全部・一部) 一時中止の (全部・一部) 再開について (通知)

工事名

上記工事について、建設工事請負契約約款第 20 条及び 23 条に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 令和 年 月 日より工事の (全部・一時) を一時中止 (令和 年 月 日 付け) の工事を (全部・一部) を再開します。
- 2 工事再開箇所

1 () には、必要により全部又は一部を選択する。

(工事の一時中止等に係るガイドライン参考様式)

令和 年 月 日

(発注者名) 様

受注者
商号又は名称
代表者氏名

工事の（全部・一部）一時中止について（協議）

標記について、工事の一時中止等ガイドラインに基づき下記工事の一時中止について協議
します。

記

- 1 工事名
- 2 工期
- 3 施工箇所
- 4 一時中止の協議理由
- 5 その他

(工事の一時中止に係るガイドライン等参考様式)

令和 年 月 日

(発注者名) 様

受注者
商号又は名称
代表者氏名

工事の（全部・一部）一時中止に伴う増加費用について（請求）

標記について、工事の一時中止ガイドライン等に基づき下記工事の一時中止に伴う増加費用を請求します。

記

- 1 工事名
- 2 工期
- 3 施工箇所
- 4 添付資料
請求内訳書、明細書
その他必要な資料

参考資料

静岡県建設工事請負契約約款(令和2年10月改正版)

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第45条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条の3 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。